

米沢市立「沙石集」の拗音表記

片岡了

「沙石集」の諸本の一つに、周知の通り米沢市立図書館に蔵せられる十巻十二帖本の広本系「沙石集」がある。この本はもと上杉家の興譲館にあつたことは知られているが、識語の類を原識語以外にはもたず、その流伝の系譜が明らかでない。しかし広本系「沙石集」の中で十二帖そろつた完本として貴重なものである。この興譲館旧蔵本「沙石集」（以下米沢本と称する）はすでに昭和十八年に渡辺綱也氏が翻刻紹介され、また「国語と国文学」（昭和十六年十月）や近年の日本古典文学大系「沙石集」解説篇などにその書誌を記述しておられる。また土岐武治氏も「米沢善本の研究と解題」（昭和三十三年八月）に本書の形態・本文の特徴などについて詳記しておられる。それらによれば、本書の祖本は第一次に出来た最初の形の沙石集（いま

御茶水図書館蔵梵舜<sup>(2)</sup>本にその面影をとどめる）から、後の幾度か改修せられておちつく略本系沙石集へ移行していく中に生まれたものであろうと推定せられている。そしてこの写本そのものは大体室町中期から江戸初期迄に成ったものであろうと考えられている。

さてこの本の特徴の一つとして全巻にわたって漢字に附せられた振仮名の非常に詳細なことがあげられるが、この振仮名は本文と同一筆で本文書写とほぼ同時になされたものと推定せられている<sup>(4)</sup>。しかるにこの振仮名には本文の表記とはことなる仮名づかいの混乱がある。本文の方では漢字の誤字（「代」を「伐」九11ウ「侍」を「待」五末20ウとする如き）、宛字（「聖教」を「正教」一6ウ、「魔」を「摩」三23オ）、また誤写（「クメ」（具シテ）を「タメ」

問題をはつきりさせるために、いま米沢本の振仮名に認められる拗音・拗長音の表記を整理して記述すると次の通りである。(漢字字体は技術的制約で現行字体による)

八三ウとする如き)も若干あるが仮名づかいには誤りが少なく、四つ仮名などもほとんど混乱なく表記せられている。中には古体の漢字(「修行」一九オ、「斃田」一一ウなど)、古体の仮名(ア、ヽなど)もありこの本の祖本の古態であることしのばせる。ところが振仮名の方は、ハ行ワ行の混乱、ア行ワ行の混乱、四つ仮名の混乱などおびただしいものがあり、また誤読(略体字「炎」を「エン」二三オ、「下手男」を「下ハタ男」二五オの如き)も多い。そしてそのような混乱の一種として渡辺綱也氏も指摘しておられたる拗音の振仮名の混乱がある。

ところでその拗音の振仮名の混乱とみられるものをこまかに検討していくと、そこにある一つの性格が認められる。

小稿は右の振仮名の拗音表記の混乱の性格について考えようとするものである。

## —

## (1) 開拗音

## (a) 正表記

辞世頌(十末27ウ)	悪趣(十本21ウ)	太守(タヒュ)
(十末27オ)	宿習(一15オ)	衆生(ミ6オ)
成就(ミ9オ)	所執(ミ6ウ)	濁世(十本21オ)
遊女(九16オ)	女子(四20オ)	諸法(シヨホカ)
(五本11オ)	主君(一21ウ)	白居易(四5ウ)
守口(シヨコウ)	(十末25ウ)	星宿(十本28ウ)
君(クン)(一6ウ)	衆生(ミ6オ)	成就(ミ8オ)
種姓(シヨシヤウ)(八18ウ)	首陀(ハ19ウ)	受樂(シヨラク)(一24オ)
シヨ→シユ	諸國(ミ3オ)	所執(ミ6ウ)
序(ジヌ)(四8オ)	濁世(シヨクセ)(一26ウ)	衣食(ミシユ)(三12ウ)
遊女(シヨウ)(九3オ)	冥助(ミヤウジ)(十本25オ)	疏(シユ)(十末12オ)
才(キシユ)	氣色(十末16ウ)	職(シユク)(十末10オ)
(十末27ウ)	捕處(ブシユ)(一24オ)	触破(シユベイ)
キヨ→キユ	白居易(ハキユ)(三26ウ)	

## (2) 合拗音

## (a) 正表記

会(五末10ウ)	灌頂(タクサンチヤウ)	光陰(ハクワイン)
オ	歎嘉(クワシヤ)	觀心(クワンシン)
(ミ7ウ)	広学(ハクガク)	画師(ハクセン)
本願(五末8ウ)	黄泉(クワセン)	

(2) 拗長音	
(1) 才列拗長音	(b) 異表記 (乗願房(二28ウ)・現量(八25ウ) 教權(十 末14オ) <sup>④</sup> )
(1) 開拗長音	(a) 正表記 往生(四16ウ) 聽聞(四18オ) 情識(四 才12オ) 狂言(一1オ) 病(四19ウ)
(2) 合拗長音	(b) 異表記 敬愛(九4ウ) 奉行人(七9オ) <sup>⑦</sup>
(3) 正表記	大乘(一26ウ) 女房(三12ウ) 老少(三 才3ウ) 供料(十末7ウ) 調達(十本8ウ)
(4) 正表記	橋慢(十本22オ) 消滅(三10オ) 照覽(九 才10オ) 善巧(三6オ)
(5) 異表記	キヨウ→キウ 恭敬(七3ウ) ケウ→キウ 橋慢(十末3オ) 善巧(五末27 トシシウ 順證(三9オ) 升沈(十末3ウ) レウ→リウ 料(十末7ウ) 了知(四4オ) (四1ウ) 勝他(六13ウ) 菩丞相(八 才19オ)
(2) ウ列拗長音	
(1) 正表記	秀哥(五末18オ) 建立(八24ウ) 我執(三 才20オ) 牛羊(一21オ)
(2) 正表記	シユウ→シウ 臨終(四1オ) 净土宗(一 才25オ) チュウ→チウ 中風(四2オ) 問注(三 才3オ)
(3) 異表記	シヨウ→シユウ 大乘(四5オ) シュウ→セウ 浄土宗(一24ウ) ニヨウ→ニウ 女房(三1オ) シュウ→セウ 般舟讚(ハンゼウノサン 才48オ)
リョウウ→リウ 楞伽(十末12ウ) 首楞嚴經(シユリクシノヤカウ)	
(4) 才	シヨウ→セウ 勝義(一1オ) 訴訟(ソセキ 才12オ) 称(四3ウ) 證(十本24ウ) 承久 才12オ) 先蹤(四12オ)
(5) 才	チヨウ→チウ 寵愛(ミツエイ) 三25オ セウ→シウ 寂照(ミツショウ) 燐亡(シムマウ) 三23オ

チユウ→テウ虫（四二ウ）問註（七六ウ）  
 デュウ→デウ重病（二二九ウ）  
 リュウ→レウ隆（五末2ウ）龍樹（四四ウ）  
 シウ→セウ秀逸（五末13ウ）  
 リウ（リフ）→レウ造立（九二三ウ）  
 シウ→シユウ修練（ニ30ウ）禽獸（三五ウ）  
 シウ（シフ）→シユウ執（一八ウ）

大凡右の通りである。同一文字については一例のみかかげてある。正表記というのは歴史的仮名遣における標準的字音仮名遣による表記であつて、中世における正しい表記という意味ではない。異表記というのはそれに対するゆれを意味することになる。またいま当面の拗音に関係しない点については問わない。これらの中には室町期の辞書類にも登載せられているものもあり、表記形式そのものという点では中世にかなり一般的であつたものもある。

例えば「勝」字の「セウ」は枳園本「節用集」（室町末下三四四ウ八に「殊勝」とあり、元龜二年（毛利）本「運歩色葉集」第三冊四九ウ五に「勝利勝負」とあり、妙本寺

本「いろは字」（永禄二年写）にも「勝軍地蔵」（六三オ5）「勝定寿院」（七五オ5）などとある。また「證」も枳園本・易林本など「節用集」に「支證」とあり、「證」も易林本「節用集」（元龜二年本）にも「證拠」とある。「称」は易林本「節用集」に「自称」、「運歩色葉等」（同右）に「称名」などとある。また「宗」も當時「シウ」が普通のようであつて各種の「節用集」（枳園本、易林本、黒本本、明応本、正宗本、大谷大本など）で「シウ」であるし、元和本「下学集」にも「宗帝王」（下34オ）とある。「韻鏡」では「宗」字は「冬」韻に配され、広韻で「作冬切」であるから和音「ソウ」か「スウ」かになるはずであろう。カールグレンは冬韻を[iong]と推定している。（なお集韻では「祖實切」とする）但し「類聚名義抄」では「子船反」とし和音を「主ウ」としている。これは「シユウ」であろう。それが中世では「シウ」が一般になつてゐる。

さてしかし、これらが米沢本の表記の中では個々に個立してあるわけではないから、各語の個別的な性格を見ると同時にそれを、拗音・拗長音の全体の体系の中で問題にしなければならない。

本「いろは字」（永禄二年写）にも「勝軍地蔵」（六三オ5）「勝定寿院」（七五オ5）などとある。また「證」も枳園本・易林本など「節用集」に「支證」とあり、「證」も易林本「節用集」（元龜二年本）にも「證拠」とある。「称」は易林本「節用集」に「自称」、「運歩色葉等」（同右）に「称名」などとある。また「宗」も當時「シウ」が普通のようであつて各種の「節用集」（枳園本、易林本、黒本本、明応本、正宗本、大谷大本など）で「シウ」であるし、元和本「下学集」にも「宗帝王」（下34オ）とある。「韻鏡」では「宗」字は「冬」韻に配され、広韻で「作冬切」であるから和音「ソウ」か「スウ」かになるはずであろう。カールグレンは冬韻を[iong]と推定している。（なお集韻では「祖實切」とする）但し「類聚名義抄」では「子船反」とし和音を「主ウ」としている。これは「シユウ」であろう。それが中世では「シウ」が一般になつてゐる。

さて、米沢本「沙石集」における拗音・拗長音の表記は概略右に整理した如くであるが、これによつて見られる通り、まず、拗音の中で合拗音の表記には混乱はほとんど認められない。「観」<sup>クハ</sup>「広」<sup>クハク</sup>「願」<sup>クハシ</sup>などにおける「クハ」の「ハ」は「クワ」の「ワ」に当る所をワ行転呼した「ハ」([wa] ないし [w]) によって誤り記しただけであつて当面の問題ではない。次に、開拗音の中において、「婆」<sup>クヤ</sup>(一  
14 オ)「酒」<sup>シヤ</sup>(一  
14 オ)「跡」<sup>シヤク</sup>(一  
14 オ)「社」<sup>シヤ</sup>(一  
14 オ)などア段になるものについては混乱はないので省略した。しかして残る「シュ」「ショ」「キョ」などウ段・オ段のものに、見られる通り混乱がいちじるしい。そして拗長音においてはオ列・ウ列・開・合の間に相互に混乱がある。但し、それらに対しいわゆる混乱を生じていない表記例も各項(a)の条に記載した通りある。

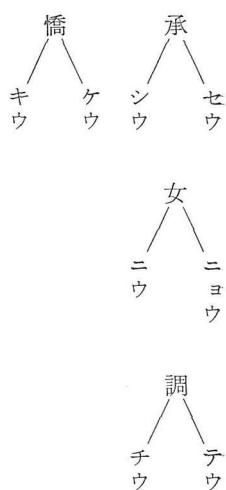
古辞書やキリストン資料などにおける拗長音の表記の混乱あるいは交替・相通の問題についてはすでに橋本進吉氏・有坂秀世氏・山田忠雄氏・高松政雄氏・福島邦道氏などの精しい論考がなされているが、長音化しない拗音における交錯の問題はこれまであまり詳しく検討せられたことがなかつた。しかし米沢本「沙石集」における右に記述した諸例は、これを決して個別的な偶発的な事例とかたづける

わけにはいかないものをもつてゐると思われる。

さて、先に整理して記した例において、(1)拗音の(1)開拗音に生じている事例は(2)拗長音において生じている事例と無関係ではない。前者(1)の(1)(b)にかかげた例の中にはその語の個別の性格・個別的な由来をもつていると見られそうなもの(後述)もあるが、その例全体を見わたした場合、やはりそこに共通の側面があり、それは決してその内部だけに生じたものでなく、(2)の拗長音に生じている事態と通ずるものと見なければならないであろう。そこでまず手がかりの多い(2)の拗長音の事例から先に検討してみる。それは具体的にどのような事実に対応するのであろうか。

(2)の(1)の(2)を見ると、例えば「ショウ」の仮名の予想せられるところが、その通り「ショウ」になつてゐる場合の他に「シウ」となつたり、「シウ」或は「セウ」などとなつたりしている。また一方「セウ」の予想せられるところが、「シウ」になつたりしている。いまよく現われる二三の文字についてその正表記例をも含めて整理して見れば、次のようである。





などとなつてゐる。これらは各、「乗」は「證韻」、「證」は広韻に「諸応切」（名義抄では和音「所ウ」）、「承」は「蒸韻」、「女」は「語韻」で広韻「尼呂切」であるから「ニヨ」（又「ジヨ」）であるはずであるが慣用音として「ニヨウ」が伝えられている。「巧」は「苦絞切」の他に「巧偽切」「苦教切」がある。なお築島博士「興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的研究」研究篇は「ケウ」は和音で、本来は「カウ」であるかと述べておられる。

（「名義抄」和音「下ウ」）。「調」は「蕭韻」平声、又「嘯韻」去声「テウ」が普通である。又「尤韻」上声もあるから「チウ」もあり得たかと思われるが、ここでは「テウ」で扱つてよいと思う。「名義抄」は「テウ」としている。「橋」は「宵韻」で「ケウ」である。

さてこれら「シヨウ」「シユウ」「シウ」「セウ」は各どのような音価を荷うのであるか。すでに先学によつて指摘

せられてゐるようには、「ユウ」韻と「ヨウ」韻の交替の一時期には兩者が並び存した時期があると考えられるが、右の事例もそのようく解されるであろうか。しかし、例えば、「巧」字において、全く同じ語形「善巧」が、「ゼンゲウ」（三六〇）となつたり、「ゼンギウ」（五末27ウ）となつたりしてゐる、また、「調」字が同様に「調達」<sup>チクダツ</sup>（十本8ウ）、「調達」<sup>チクダツ</sup>（十本8ウ）となつたりして、倒的に「セウ」の形でだけ現われてゐるようなものもあり（一例のみ「勝他」<sup>シタ</sup>（六13ウ）あり）このようない例は別に考えなければならない（後述）。しかし右の「巧」「調」のどとく、同一文字が同一資料の中の同一環境において、二種三種の表記形式をとつてゐるといふのは同一語に二種の音声形式があつたということであろうか。原則として、ことなつた仮名表記はことなつた音声形式を背景にしているはずである。しかし、言語の変化はことなつた表記が同一の音価をもつて至るような事例をしばしば生ぜしめている。或る一つの表記は原則として、一定の発音を表現するのではあるが、それだけに、例えば、「シユウ」が「シヨウ」に變るのは、その背景の発音意識そのものが交替したからである。そして、その交替がとげられつつある境目においては、その表記がゆれることになるが、そのゆれは当然、

その背景の音そのものが両様の表記を許すような中間的なものであつたということと結びつく。あるいは、そうではなく、交替期において、二つの「音形」が各別個に存在したという考え方も存在するかも知れない。しかしその場合においても、一つの漢字がことなつた環境にあってことなつた表記形をとる（例えば「修練」<sup>ショウレン</sup>と「修行」<sup>ショウヤウ</sup>のごとく）というのであれば各が別個に存在すると見うるかも知れないが、同一書記者による同一資料の中で全く同じ文字環境にありながらことなつた表記になるということは書き手の意識においてどちらかの表記を選択するのが妥当だと考へる——片方の表記形をすべてさせるだけの音の差が認められないからであろう。即ちその異表記がことなつた音になつていいことになるであろう。

さていま問題としている米沢本「沙石集」の拗音・拗長音の表記の場合、語によつてかなり事情をことにしてると考えられるものもあるが、多くの例において、予想される標準的な字音表記から離れて、たとえば「ショウ」を原則とする「證」が「シウ」・「セウ」となり、「承」が「シウ」・「セウ」となつてゐる。それも相互にことなつた語形においてではなく、例えは「證月房」<sup>シカツガツル</sup>（十本28ウ）・「證月房」<sup>シカツガツル</sup>（十本24ウ）、「證拠」<sup>シカツ</sup>（七4ウ）・「證拠」<sup>シカツ</sup>（二28オ）、「承久ノ乱」<sup>シカクノラ</sup>（五

末7オ）・「承久ノ乱」<sup>シカクノラン</sup>（一12オ）の如く相互に全く等しい文字環境において各二様の表記がなされている例がしばしばあるのである。これらが相互にことなつた音に対応するといふことは考へにくいことではなかろうか。ことにいま、右に記した例は人名と年号である。かかる個有の語について同一書記者が二種の発音をしたと見るのは不自然である。時には「寛平」の如く「クワソンベイ」・「クワソンピヤウ」と、二様によまれるものもあるが、それは、元來漢音形と吳音形の対立があるからである。「證」・「承」のごときは一般には漢音・吳音とも「シウ」又は「ジョウ」である。おそらく書記者の語意識において一種類の音形式としてあつたであろう。それが仮名表記の形には二様に現われてしまつたのである。その場合書記者にとって、「セウ」と仮名表記しても「シウ」と仮名表記しても、どちらによつても書記者の意識にある「證」字、「承」字の或る一つの音を表わし得たからこそ二様の仮名表記が生じ得たと考えるのが穩當であろう。ただその場合、そのどちらか一方、例えは「セウ」が正しくその音に対応しているが、「シウ」の方はその字音の音声形式を反映していない表記である（例えは、すでにワ行に転じたハ行音を、仮名づかいの上だけ、一種の規範意識から、ハ行で表記するという

「とき」と考るべきであるのか、或は両者が等しく同一の音に対応していると考えるべきであるのか。ここで注意すべきは、これら両表記はいずれも標準的な字音仮名遣から逸れてしまっているということである。そしてこの段階では「セウ」も「シウ」もどちらもが、その字音との対応を犯してまで守らねばならぬ「規範」とは考えられないのであって、事実米沢本において両表記はどちらが中心的な位置にあるということにはなっていない。かく考えてくれば、おのずから、後者即ち「セウ」と表記しても「シウ」と表記してもどちらによつても、「證」「承」の或る一種の字音を同様に表わし得た、いいかえれば両者が同一の音に対応していたと解することは許されるであろう。それはいかなる音であつたか。

ところで、これまでふれずに来た「ショウ」「シュウ」という表記についてここで検討してみなければならない。

一般にオ列合拗長音の字音仮名表記としてある二種、「イ段十ヨウ」(「シヨウ」の如き)と「エ段十ウ」(「セウ」の如き)のうち、前者「イ段十ヨウ」の形式の表記は、米沢本「沙石集」には極めて少数しか現われない。それは「乘」・「女」の二字である。そして字音仮名遣では「イ段十ヨウ」となるはずのものが本書には「イ段十ウ」(「シウ」

・「ニウ」の如き)又は「エ段十ウ」(「セウ」・「テウ」の如き)の形で現われるのが普通である。すなわち「イ段十ヨウ」の仮名表記は本書では逆に異例という結果になる。但しその中でも「乗」と「女」とでは多少事情がことなつてゐる。「乗」は先述の如く「證韻」で、標準的には「ジヨウ」の仮名になるはずの字である。ところが「女」は「語韻」で、上声「尼呂切」、去声「尼拋切」の二音あるが、仮名は「ヂヨ」「ニヨ」と短音になる語である。「名義抄」では「奪。拳反」(上声)をかかげ、和音「ニヨ」とある。「ニヨウ」と長音化するのはいわゆる慣用音である。「日葡辞書」で「Nhôbô」、易林本・榎園本・乾本などの節用集は「ニヨウバウ」であるが、明応本では「ニヨバウ」とある。但し明応本でも「女護島」には「ニヨウゴノシマ」にしている。したがつて米沢本の場合の「ニヨウ」「ニウ」ともにこの長音化した慣用音にかかるものと見ておく。そして長音化したものはオ列合拗長音に入る。さてこの「イ段十ヨウ」の二字のうち「大乗」は一例しか現われず、「證韻」の中でのみならず、「乗」字の例の中でも全くの孤例である。それに対し「女」は「女房」三例(三12ウ、三18オ、五末1オ)、「女院」一例(五末1ウ)、の四例ある。因みに「女房」は二例(三1オ、三24オ)、

「女院」(五末1ウ)、「女御」(十本15オ) 各一例の計四例ある。(短母音の「男女」「遊女」などは別)。即ちオ列合拗長音の表記全体の中では異例であるが、「女房」「女院」という語自体の内部では「ニウ」・「ニヨウ」表記は偏りがない。それはおそらくこれらの語彙の個性によるであろう。本来「ニヨ」を長音化させた段階で、それを構成要素とする熟語(例えは「女人」「女子」「男女」のごとき)が全て一様に「ニヨウー」となったわけではなく長音化した語は限られている。「女房」「女院」などはその代表例であり、そういう背景がおそらくかかる結果を生んだのであろう。それは「乗」字において「ジョウ」を標準としながら、それが一例しかなく、「ジュウ」「ジウ」が主流になつてゐるという関係とはことなるのである。即ち「ニヨウ」は「女房」「女院」という語が他の「女」を含む語群となる面をもつてゐることであり、同時にそれがオ列合拗長音の中で特殊な位置をもつた理由であろう。

一方「シユウ」という表記はその音からするとウ列拗長音を表わすはずのものであるが、本書では「乗」一字に限るがオ列に現われる。(「軌」・「修」・「獸」など本来オ列でないものについては後にふれる)。さてこの「乗」は前述の如く「大乘」の時は「ダイジヨウ」一例以外全て「ダ

イジユウ」で現われているが、その他の「乗」字を含む熟字においては「ジユウ」と「ジウ」は拮抗している。「二乗」(三7ウ)、「三乗」(214ウ)、「讚仏乗」(十末29オ)、「乘願房」(228ウ)、「隨乘坊」(七23オ)、「春乗房」(四16ウ)などに特に一定の傾向といふべきものは認められない。こ

の点に注目してみると「ジユウ」と「ジウ」はやはり同音に対応していると考えてよいであろう。そして「乗」を含む他の熟字とことなり「大乗」に限つて「ダイジウ」の形が行なわれるのはこの語の何らかの個別の背景によるであろう。なお「大乗」が、表記としては「ダイジユウ」にかたよっていても、その「ジユウ」が他の「ジユウ」とことなる特別の音価をもつてではなく、前記「二乗」「春乗房」「乗願房」などにおける「乗」と同価であつてやはり「ジウ」と同音であろう。ただそれが、書記者の言語意識においてこの語に限り「ダイジユウ」の形で強く意識せられていた(或はそこにそれを標準的だとする一種のこの語についての規範意識のようなものが作用したかも知れない)ものと思われる。

さて「セウ」「シウ」「シユウ」「シヨウ」(他の行もサ行で代表せしめる)の関係について一応右のように考えたが、次に今一つ残されたものとしてウ列拗長音の例があ

る。前記(2)の諸例であるが、その(b)異表記で注目せられるのは、標準形の「シウ」が「セウ」に變つていていることである。その結果(a)の標準的な表記の例をも含めて本書におけるウ列拗長音の表記としては「シウ」「セウ」が主流で、「シユウ」が極少数あるといふことになる。「シユウ」は異例であるといえる。そしてその主流たる「シウ」「セウ」の表記は実はすでに見て来たオ列合拗長音の主流の表記と等しい。なおここで、ウ列拗長音の側には「ショウ」の形が現われることも心にとめておく必要がある。

このようにウ列拗長音の表記とオ列合拗長音の表記とがいずれもその各の標準的な字音仮名遣の表記から逸れてしまつたところで合流し相通してしまつてゐるということは、すでにいわれているようにその両者が同一の音に帰しているということを示してゐるであろう。

以上のように見て來ると、実はその相通し合流した音を背景にした仮名表記のあり方として、結果的には「セウ」「シウ」「シユウ」「ショウ」(各行をサ行で代表せしめる)の四つが一応あることになる。但しそれが全て等しい音価を荷つたのではない。上述の通り、これらの中でも主流は「セウ」「シウ」であった。もし四表記形すべてが同じ価値をもつならば各が均等に現われてよいはずであ

るのにそうではなかつた。オ列合拗長音、ウ列拗長音の全表記の中ではそのうち「シユウ」「ショウ」は極めて限られており一般性を欠いた。そのことからすると、「シユウ」「ショウ」の形は、右に見たオ列合拗長音、ウ列拗長音の合流した後の音を表わすには一般的にはふさわしくなかつたということにならう。それでは「シユウ」・「ショウ」はどのような位置に立つのであらうか。ここで次の点に注意せられる。「シユウ」「ショウ」のうち、「ショウ」はオ列を本来とする「乗」(一例のみ)・「女」(四例)の二字にしか現われていない。ウ列の側には現われていなかつた。それは当然といえば当然であるかも知れない。しかし上に見たように、オ列合拗長音とウ列拗長音とは合流し相通していたと考えざるを得なかつたのであるから、「ショウ」がウ列の側にも現われてよさそうであるのにそつはなつていなかつた。一方「シユウ」はウ列「修」「歌」及び「執」などに行なわれていたと同時に、それはオ列の方にも「乗」一字ではあるが頻度は多く現われていた。そして「シユウ」は「シウ」の側と同音と見てよいようであつた。こう見えてくると、「シユウ」「ショウ」両者のうち、オ列・ウ列合流した音の表記としては「シユウ」の方が「ショウ」よりも、その音によりまぎれやすい面をもつていていたということにな

るのではなかろうか。即ちこれら四表記のうち「シウ」「セウ」「シユウ」が近接した位置に立つ一群をなし、「シヨウ」はそれからははずれるのではなかろうか。危険を犯してあえて考へると、そのオ列合拗長音・ウ列拗長音がこの書き手において合流相通しているといつても、それは[u]・[u]の中間よりやや[u]の方に寄った音だったのかもしれない。そしてそれでもなお「シユウ」が「シヨウ」とともに全般的にはその合流した音の表記にあさわしくなかつたのは、「シユウ」がきこえのはつきりした[u]であり、「シヨウ」が[o]であると意識せられたからではなかろうか。

ただし、こう考へると、「一段十ヨウ」のうち「大乘」の一例は全くの異例であるから一応無視し得るとしても、「女房」・「女院」の扱いが問題になるが、これはすでにふれたごとく、「女」の長音化「ニヨウ」音が元来限られた熟字にしか現われず、したがつてその語は他の「女」字を含む熟語とは別個に意識せられることになるはずであり、そういう語形「女房」・「女院」などという形で、単独の「女」の音形とは別個に意識せられた結果であろうと思う。そう考へてもなお、「女房」・「女院」と「女房」・「女院」との関係が問題として残る。即ち先に「シウ」「セウ」「シユウ」と「シヨウ」とは別の位置にあるかと考へた。とす

れば、「ニウ」と「ニヨウ」とはどう扱われることになるであろう。これはにわかに判断しがたいが、おそらくその「ニウ」は他のサ・タ・ラ行などの「一段十ウ」(「シウ・チウ・リウ」など)と同じ傾向と見るべきであろうから、「ニヨウバウ」の方がいわば規範的と考えられた結果であろう。語としての「女房」・「女院」の「ニヨウ」が[ô]になつてゐるのは必ずしも見られないと思う。因みに「日仏辞書」では「女房」・「女御」に“Nhbō,” “Nhgo,” とローマ字書きして「ニウバウ」・「ニウゴ」という仮名表記をして、「女院」は、“Nhōin”とローマ字表記して「ニヨウイン」の仮名をあてている。仮名表記は「ニウ」「ニヨウ」二様にしながら、ローマ字綴は両者同じく:Nhō,,で、区別がない。オ列合拗音を示している。一方「入道」「入定」「入滅」などは「ニウダウ」「ニウヂヤウ」「ニウメツ」と仮名表記して、ローマ字綴は“Nhōdō,” “Nhōdgiō,” (但し“Nhōdgiō,”の形もあり) “Nhōmet,”などとウ列拗長音で記している。即ち同じ「ニウ」の表記をオ列合拗長音とウ列拗長音に当ててゐることになる。ところが、冒頭に折り込みの音節表には“Nhō,”には「ニヨウ」のみあとで、“Nhōa,”に「ニウ・ニフ・ネウ」をあててゐる。即ち“Nhō,”には「ニウ」は当てていない。そこに混乱

がある。この場合、おそらく音節表の方がより規範性をもつであろうから、本文で「女房」<sup>ウガフ</sup>、「女御」<sup>ウガヒ</sup>に「ニウ」表記をしながら、同じ音を「女院」<sup>ウガイン</sup>では、音節表の区分通り「ニヨウ」表記をしているのは、「語」を単位とした「仮名づかひ」の規範意識によると思われる。そして米沢本の場合もやはりそういう規範性による意識がこれらの語の上に作用したのではないか。そういう意識は語によって少しずつ相違がある。

### 三

次に第二節冒頭の資料(一)(1)開拗音の表記について検討する。ここでは開拗音の三種「シャ」「シュ」「ショ」のうち「シャ」には混乱がないことに注意する必要がある。即ち「シユ」と「ショ」が相互に通っている結果になるわけであって、ここでもやはり尾母音[ø]と[u]とが問題になるのである。と同時にそれら相通している語の頭音がサ行・ザ行に限られるという点も注意せられる。一例のみ「白居易」<sup>ハクヤイ</sup>の例があるが、カ行については全くの孤例であり、「居」字自身についていえば、「閑居」<sup>カネキ</sup>(一3オ)、「閑静ノ居」<sup>カニヨ</sup>(三6オ)、「居所」<sup>カヨウ</sup>(五本10オ)、「隠居」<sup>イニヨ</sup>(十本31オ)など他は全て「キヨ」であるし、「白居易」も他の例は、卷四5ウ、

卷五本10オなど「白居易」となっている。「居」は特殊な例として考慮の対象からはずしておいてよいであろう。

さてこれら「シヨ」・「シユ」・「ショ」交渉の例は、中に「諸」字のように「シヨ」は僅かに一例のみで他はすべて「シユ」であるというようにかたよりのあるものもあるが、大多数の語・文字には偏りはない。この場合も先の拗長音の場合と同じく、「辞世頌」<sup>シヨウ</sup>・「辞世頌」<sup>シヨウ</sup>、「悪趣」<sup>シヨウ</sup>・「悪趣」<sup>シヨウ</sup>、「濁世」<sup>ショウ</sup>・「濁世」<sup>ショウ</sup>、「遊女」<sup>ショウ</sup>・「遊女」<sup>ショウ</sup>、「衆生」<sup>シヨウ</sup>・「衆生」<sup>シヨウ</sup>、「所執」<sup>シヨウ</sup>・「所執」<sup>シヨウ</sup>、「主君」<sup>シヨウ</sup>・「主君」<sup>シヨウ</sup>のように同一の文字環境にあるものが両様に表記せられている。そして「シヨ」が「シユ」になつてているものと、「シユ」が「シヨ」になつているものとのどちらにもかたよりがない。ここでも例えば「辞世頌」<sup>シヨウ</sup>と「辞世頌」<sup>シヨウ</sup>の様に極めて近接した文にあらわれてある両形が互にことなつた音をあらわしていると考えることには無理があろう。やはり両形がある共通の音に対応していると見える方が穩當であるうと思う。結局「si:o」と「siu」(又は「[ø]」と「[u]」)の韻尾の母音[ø]・[u]に問題が行きつくことになる。その母音が先の拗長音でもそうであつたように、明確なきこえをもつた[ø]・[u]でなく、表記上両様の形を許すような中間の音だったのであろう。ただこの場合、先にも記したように、その相通が、サ行・ザ行

に偏しているところからすると、シ・ジの子音[ʃ]・[ʒ]について、後続の母音が口蓋化せられて区別がつきにくくなつてしたものと解される。そして「諸」のようないくつかは、先に「乗」やあるいは「女房」などにあつたように、書記者の中において個別の語の上にはたらく一種の規範意識のようなものが残つてあり、その結果であると見てよいであろう。

×

×

×

米沢市立図書館蔵「沙石集」の拗長音及び開拗音の表記の性格を考えて来た。この他にオ列長音及びオ列開拗長音の表記に関しても検討を要する。また、それら全体が方言との結びつきをもつのかどうかという点も考える必要がある。別稿にゆずる。

(50 · 9 · 27)

(7) 「願」は「魚怨切」で漢音「ケン」である。「現」は「霰韻」であるが「クハ(ワ)ン」の音はないようである。「權」は「先韻」で広韻は「巨員切」とするが、集韻には「古玩切」があり「クワノン」の音もあるか。

(6) (4) 「願」は「魚怨切」で漢音「ケン」である。「現」は「霰韻」であるが「クハ(ワ)ン」の音はないようである。「權」は「先韻」で広韻は「巨員切」とするが、集韻には「古玩切」があり「クワノン」の音もあるか。

(3) 渡辺綱也氏「校訂広本沙石集」(日本書房昭和十八年五月刊)、日本古典文学大系「沙石集」(岩波書店昭和四十一年五月)の解説など、土岐武治氏「米沢善本の研究と解題」(昭和三十三年八月刊)

(4) · (5) 渡辺綱也氏前掲書

註

- (1) 「沙石集諸本のおぼえ書」(『国語と国文学』昭和十六年十月号所収)
- (2) これは岩波書店日本古典文学大系「沙石集」の底本である。但し同書は巻十末一冊分は米沢本を底本としている。そこには原本の振仮名が保存せられている。

- (10) 「舟」の「セウ」は漢音「シウ」の異表記ともとれるが、この語は一般に「ハンジュサン」であるから、ここではこの字の吳音「シユ」を長音化せしめて「シユウ」とし、それを「セウ」としたものと見ておく。
- (9) · (11) 「中・註」の「チユウ」はいわゆる慣用音であろう、「類聚名義抄」には「中」の和音を「チウ」、「註」は「チユ」としている。
- (12) 「舟」の「セウ」は漢音「シウ」の異表記ともとれるが、この語は一般に「ハンジュサン」であるから、ここではこの字の吳音「シユ」を長音化せしめて「シユウ」とし、それを「セウ」としたものと見ておく。
- (13) 「龍」は「冬韻」で普通漢音「リョウ」吳音「リュウ」である。「リュウ」は慣用音。「名義抄」では「力鐘反」をあげ

- (13) 和音「リウ」としている。
- (14) 「天理図書館善本叢書」和書之部第21巻所収による。
- (15) 臨川書店刊影印本。
- (16) 清文堂刊影印本。なお妙本寺本「いろは字」には方言的な問題が指摘せられている。
- (17) 新生社刊影印本。
- (18) 全て観智院本（風間書房刊）による。
- (19) 橋本進吉氏「キリストン教義の研究」、有坂秀世氏「古辞書「和名集」について〔国語音韻史の研究〕所収）、山田忠雄氏「法明童子」〔山田孝雄追憶史学語論集〕所収）、高松政雄氏「平松本平家物語の一面—非標準的異表記をめぐってー」〔国語国文〕37巻6号）、福島邦道氏「見ゆう」と「見よう」の交替〔佐伯梅友博士古稀記念国語学論集〕所収）、元亀二年本「連歩色葉集」解説（安田章氏<sup>p.47</sup>～<sup>p.51</sup>）その他
- (20) 例えば「女御」には「ニヨウゴ」となっているものと、「ニヨゴ」としているものがある。
- (21) 「執」<sup>ジツ</sup>は元来入声音であるが、その韻尾を示す「フ」がワ行転呼せられて「シウ」となり、それがウ列拗長音化した。
- (22) 因みに、小稿ではふれなかつたが、拗長音に關係のある才掲書）

列合長音の表記の混亂例のあり方が合わせ考えられる。例えれば「至要」〔三七ウ〕・「幼主」〔五末25オ〕などである。これも当代の辞書類その他に例のある形であることはすでに指摘せられている通りであるが、米沢本では「要」〔一三オ〕「幼」〔十末9ウ〕、「遙」〔三六ウ〕などが主流であるところに、右の形が若干例ある。これも「エウ」の形がすでに忘れられ「ヨウ」が中心となつておらず、その「ヨウ」が実は〔:〕よりは〔u〕によつた音で、そのために或る場合「ユウ」という表記が現われてしまつたと見てよいのではなかろうか。それをふまえて考えると、「セウ」、「シウ」もどちらかというと〔u〕によつたものと見る方が妥当かとも考えられる。そして「平曲指南」の「ユウトヨムハワロシ、ユウトモヨウトモキコエヌヤウニ云々」というのは実はそれを人によつてどちらかにかたよせる者があり、それに対する注意なのではないか。

(23) 但しこの「日仏辞書」の「Nho」の音が直ちに米沢本の場合を説明することになるとはいえない。それは辞書としての規範意識が標準的とした音を示しているであろう。米沢本の場合は、他の「セウ」「シウ」「シユウ」などとの関係からすれば、おそらくそれとはことなるであろう。

(24) 「入」の「ニウ」は入声韻尾を示す「フ」のワ行転呼より生じたウ列拗長音に当る。